

大淀町健康管理システム標準化対応業務  
公募型プロポーザル実施要領

大淀町 住民福祉部 健康こども課

令和8年4月

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

大淀町健康管理システム標準化対応業務

### (2) 業務内容

別紙1「大淀町健康管理システム標準化対応業務仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

### (4) 業務目的

本業務は、住民サービスや運用の利便性、効率化を考慮したうえで、国の定める標準仕様に準拠したシステムを導入することを目的とする。本プロポーザルは、当該目的に合致した最適なシステム及び履行体制を提案する事業者を選定するために実施するものである。

### (5) 提案上限額

金 18,546,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本上限額は、令和8年度の導入委託料の限度額とし、運用開始後（令和9年度以降）の運用保守料はこれに含まないものとする。

### (6) 支払方法

令和8年度一括払いとする。

### (7) 受託候補者の選定

公募型プロポーザル方式。合格基準点は60点とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託候補者とする。審査評価については、別紙「評価基準表」のとおり。

## 2. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- ・大淀町競争入札参加資格審査により入札参加資格を有すること。
- ・参加表明書の提出時点及びその後契約締結までの間において奈良県又は本町の入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ・市町村税及び国税（法人税、並びに地方税及び地方消費税）について滞納している者でないこと。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しないこと。
- ・破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- ・過去 2 年以内に、地方公共団体と本業務と同種の契約を締結した実績を有すること。
- ・ISMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。

### 3. 事業スケジュール【予定】

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 公告          | 令和 8 年 4 月 1 日（水）          |
| (2) 質疑書の受付締切    | 令和 8 年 4 月 8 日（水）午後 5 時必着  |
| (3) 質疑回答        | 令和 8 年 4 月 14 日（火）まで随時     |
| (4) 参加表明書等の受付締切 | 令和 8 年 4 月 16 日（木）午後 5 時必着 |
| (5) 参加資格審査の結果通知 | 令和 8 年 4 月中旬               |
| (6) 提案書提出期限     | 令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時必着 |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和 8 年 5 月中旬               |
| (8) 審査結果の通知     | 令和 8 年 5 月下旬               |
| (9) 契約締結        | 令和 8 年 5 月末                |

### 4. 質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式 6】質疑書に質疑内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、件名は「【会社名】大淀町健康管理システム標準化対応業務に関する質疑」とすること。質疑以外での問い合わせについては一切受け付けない。また、質疑書を電子メールで送信後、未到着を防止するため大淀町保健センターへ電話で連絡すること。

#### (1) 提出期限

令和 8 年 4 月 8 日（水）午後 5 時必着

#### (2) 送信先アドレス

電子メール：[hoken-sen@town.oyodo.lg.jp](mailto:hoken-sen@town.oyodo.lg.jp)

#### (3) 質疑書の回答

質疑に対する回答は、令和 8 年 4 月 14 日（火）までに、町ホームページへ掲載する。個別の回答は行わないものとする。

### 5. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年4月16日(木)午後5時必着

(2) 参加表明提出書類

次の書類を各1部提出すること。なお、提出書類に使用する印鑑は代表者印(法務局登録印)とすること。

- ・参加表明書【様式1】
- ・誓約書【様式2】
- ・プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を証する書類の写し

(3) 提出先

後記15.に記載の提出先

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法で提出期限内に必着で提出すること。持参の場合は役場閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(5) 参加辞退

参加表明以降に参加を辞退する場合は辞退届(任意の様式)を令和8年4月16日(木)までに大淀町保健センターへ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しないものとする。

(6) 参加資格審査

参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を応募者に電子メールにて通知するものとする。審査結果については、参加表明書を提出したすべての者にするものとする。なお、未到着を防止するため、メール受領後速やかに大淀町保健センターへ電話で連絡すること。

## 6. 提案書等の提出

プロポーザルの参加資格を有する者は後記(1)から(4)を参照のうえ(2)に記載する提出書類を期日までに提出すること。なお、提案は1事業者につき1案とする。

(1) 提出期限

令和8年4月30日(木)午後5時必着

(2) 提出書類

No.	提出書類	部数
1	提案書表紙【様式3】	正1部
2	提案書一式(【様式4】及び【様式5】を含む)	9部(正1部、副8部)
3	見積書及び見積内訳書(任意様式)	9部(正1部、副8部)

4	上記のデータが入った CD-ROM	1 部
---	-------------------	-----

(3) 提出先

後記 15. に記載の提出先

(4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法で提出期限内に必着で提出すること。持参の場合は役場閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに提出すること。

7. 提案書の作成方法

(1) 提案書の規格

提案書は、A4 版、両面印刷を原則とし、ページ番号を付し、ページ数は 20 枚 (40 ページ) 以内にまとめ (表紙は除く。)、左綴じで提出すること。なお、両面は 2 ページとみなす (A3 版資料折込使用可。A3 版の用紙を使用する場合は片面印刷とし、片袖折にすること。A3 版は 2 ページとみなす。)。使用するフォントは任意とするが、大きさは 10.5 ポイント以上とすること。また、行間の指定は自由とするが、判読可能な余白を保持すること。なお、記載内容は明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また専門用語、略語に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心掛けること。

(2) 提出部数

9 部 (正 1 部、副 8 部)

(3) 提案書記載事項

提案書の記載事項については、以下の内容の順に作成すること。

項番	記載項目	詳細
1	会社概要書【様式 4】	貴社の会社概要を記載してください。
2	システム実績報告書【様式 5】	提案システムの自治体への導入実績を記載してください。
以下、様式は任意とする。		
3	業務実施体制	本業務の執行体制 (組織図、責任者及び各担当者の役割分担)、業務の継続性を担保するためのバックアップ体制及び緊急時の連絡体制について記載してください。
4	導入スケジュール	提案システムの導入スケジュールについて記載してください。作業時期及び作業内容、成果物等を詳細に示してください。

5	標準化機能対応方針	国が示す健康管理システム標準仕様書へ記載されている機能及び非機能要件への対応方針を記載してください。また、標準仕様書の改版を含めた今後の法改正への対応方針についての考え方を記載してください。
6	システム構成及び機能詳細	提案システムのソフトウェア構成及び機能詳細について記載してください。（下記事項を含めること） <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム全体概要及び構成図</li> <li>・システムの操作性</li> <li>・システムの機能一覧、画面イメージ</li> <li>・システム間連携方針及び方法</li> <li>・カスタマイズに対する方針</li> </ul>
7	データ移行	データ移行について具体的な方針、作業内容を記載してください。なお、データ移行にかかる本町及び現行システム事業者の作業内容についても明記してください。
8	ハードウェア構成・ガバメントクラウド対応	ハードウェア構成について、また、ガバメントクラウドへの移行について作業方針、実現方法を記載してください。
9	運用・保守サポート	システム運用保守及び障害対応の基本的な方針を記載してください。保守内容、制度改正への対応方針、バージョンアップの方針について具体的に記載してください。 また、新システム運用保守の契約満了に伴い、本町で受託事業者を再選定する場合に想定する引継ぎ方法（移行データ抽出、定義書等提供、各種ドキュメント提供、引継書作成など）を記載してください。
10	研修及びマニュアル作成	操作研修の方法・内容を記載してください。開催時期、回数、対象などを明記してください。
11	セキュリティ対策	セキュリティ対策の方針を記載してください。

12	その他・将来的拡張性	将来的な制度改正や機能拡張の際の関連システム（PMH や予予・請求システム等）の拡張性や本町にとって有益な提案を記載してください。
----	------------	---

※各様式および提案書本体について、（正）1部には商号又は名称を記載し、（副）8部については、商号、名称、ロゴマーク、その他事業者名など特定できる内容をすべて黒塗り（マスキング）するか、記述しないこと。また、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないこと。

## 8. 見積書及び見積内訳書の作成方法

別紙「大淀町健康管理システム標準化対応業務仕様書」に記載する本業務に含まれるすべての費用を記載すること。

### （1）運用開始までに必要となる費用【任意様式】

様式は任意とするが、前提条件および品目ごとの標準価格、値引き額、提供価格、数量等を明記すること。

### （2）運用開始後に必要となる費用【任意様式】

様式は任意とするが、システムの利用料や運用保守料、その他必要となる費用の総額（60か月）について、年度ごとの合計金額及び月額金額とそれぞれの内訳費用を記載すること。また、貴社システムの利用に必要な経費はすべて記載すること（ミドルウェア保守料、ガバメントクラウド運用管理補助費用、ガバメントクラウド利用料（参考価格）を含む）。

## 9. 選考方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

### （1）提案プレゼンテーション実施概要

#### ①実施日（予定）

令和8年5月中旬

#### ②時間配分

45分以内（プレゼンテーション・デモンストレーション30分以内、質疑応答15分以内）

#### ③審査の参加者

プレゼンテーションの参加者は5名以内とすること。なお、プレゼンテーションは本業務の技術的な詳細や運用に精通した実務担当者が主体となって行うこと。

#### ④機器類

パワーポイント等を使用して行う場合は、プロジェクター、スクリーンは本町で用意するが（要事前連絡）、パソコンについては、提案者で準備すること。

#### ⑤プレゼンテーションの順序

プレゼンテーションの実施順については、原則として提案書の提出（受理）順とする。ただし、同時に受理した場合や、円滑な審査運営上必要がある場合は、本町において調整し決定するものとする。

## 10. 審査方法

別紙「大淀町健康管理システム標準化対応業務に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員が提出された提案書等の内容及びプレゼンテーションの内容を評価・選定を行い、受託候補者を選定する。なお、提案事業者が1事業者の場合であっても、事業実施の適格性を審査し、選考を行う。

### (1) 評価基準

評価項目及び配点については、別紙「評価基準表」に基づき評価する。

### (2) 審査内容

プレゼンテーションは提出された提案書に沿って行うものとし、提案書と異なる内容の説明は認めない。

### (3) 最終評価

#### ①受託候補者の選定

提案書審査及びプレゼンテーション審査での獲得点を合計し、最も評価が高い者を受託候補者とする。

#### ②審査結果の通知

審査結果については、参加表明書に記載された担当者宛に書面で通知する。

## 11. 契約の締結

本町が選定した受注候補者と協議を行い、大淀町契約規則に基づいて契約を締結するものとする。提案書等に記載された内容は、新システム導入に係る契約の事業者を選定するものであり、仕様並びに契約等については本町と詳細を協議のうえ、契約に至るものとする。その際、改めて見積書を徴集し、随意契約の方法により契約を締結する。したがって、選定結果が必ずしも契約締結を保障するものではないこと、並びに提案どおりの内容及び価格での契約を保障するものではない。

また、契約に向けた協議が不調のときは、審査委員会により順位付けられた参加事業者のうち、順位が上位の者から順に契約締結に向けた協議を行なうこととする。本業務の契約については単年度契約とするが、運用開始（令和9年4月1日）以降の保守・運用業務については、別途、長期継続契約または単年度の更新契約を締結する予定である。なお、最終的な契約形態については、提案内容を審査したうえで、本町と受託候補者の協議により決定するものとする。

## 1 2. 提出書類の取扱

(1) 提出書類は、一切返却しないものとする。

(2) 提出書類は、審査に必要な範囲で複製できるものとする。また、提出書類（受託候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザルにより受託候補者を選定する目的以外では使用しないものとする。

(3) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本町がこの公募型プロポーザル結果の報告や公表等のために必要な場合は、各種提出書類等の内容が無償で使用できるものとする。

## 1 3. 情報公開及び提供

(1) 本プロポーザル実施に関する情報について、大淀町情報公開条例（平成 12 年 12 月条例第 24 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき各種提出書類等の公開について判断する。

(2) プロポーザルの実施や結果等については大淀町ホームページにて情報公開を行うものとする。

## 1 4. 留意事項

(1) 本業務へ参加するために要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・実施要領に示した参加に必要な資格がない者が参加表明をした場合
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・誤字または脱字等により意思表示が不明確な場合
- ・他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・仕様書の要件を満たさない場合
- ・提出書類に不備があり本町が指示する期日までに訂正しなかった場合
- ・システム導入及び構築費に係る見積書の金額が提案上限額を超過した場合
- ・プレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- ・その他、参加や提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

(3) 同一事業者からの複数の提案書の提出は認めない。

(4) 提案書等の作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。

(5) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。この手続きにより辞退した者については、これを理由として以降の入札や契約等において不

利益な取り扱いを受けるものではない。

(6) 適正な審査が行えないと認められる場合や、町のやむをえない事情が生じたときは、手続き等を延期し、中止し又は取消しをすることがあるが、この場合においても、本町は損害賠償を行わない。

(7) 審査及び選定の終了後、契約締結までの間に、契約予定事業者について、参加資格要件を満たさない又は満たさない事実が判明したときは、契約を締結しないものとし、また、契約締結後については、契約を解除することがある。

#### 15. 書類の提出先及び問い合わせ先

このプロポーザルに係る書類の提出先及び問い合わせ先は、以下のとおり。

大淀町役場 住民福祉部 健康こども課 保健センター

〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地

TEL : 0747-52-9403

FAX : 0747-52-9404

E-mail : hoken-sen@town.oyodo.lg.jp